

Weekly Report

第519号
令和元年9月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

軽減税率対策補助金の対象要件が緩和

来月から消費税率引上げとともに実施される軽減税率制度に対応したレジの導入・改修などを補助する「軽減税率対策補助金」について、対象要件が緩和されることになりました。

◆9月末までに契約等が完了していれば対象

本補助金は従来、複数税率対応レジなどについて「今年9月30日までに設置（導入・改修）し、支払いを完了しているもの」が補助の対象となっていました。対応レジの需要が急増していることから、9月末までの設置・支払いが間に合わず補助金を受けられないおそれがあります。

そのため、対象要件を「今年9月30日までに導入・改修に関する契約等の手続きが完了しているもの」に緩和し、9月末までの設置・支払いが間に合わない場合も本補助金の対象とします。

なお、補助金の申請はレジの設置・支払い後に行うため、「補助金申請期限の12月16日までに設置・支払いを完了している」ことが必要となります。

◆要件緩和はA型各種とC1型、C3型

本補助金には、複数税率対応レジや区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機の導入・改修を行う場合の「A型」、電子的受発注システムの改修・入替を行う場合の「B型」、区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う場合の「C型」があります。

このうち、上記の要件緩和が行われるのは、A型各種とC—1型（指定事業者改修・導入）、C—3型（事務機器改修・導入）となり、今年9月30日までに売買契約やシステムの導入・改修に係る契約が締結されているものが補助の対象となります。

事業継続計画を策定し、災害に備える

毎年、9月1日の「防災の日」を含めた1週間（8月30日～9月5日）は「防災週間」です。

今年も豪雨や地震などによる被害が発生していますが、企業規模に関わらず緊急事態に備えて、最優先で復旧させる事業の選択や、事業に必要な資産について代替策を用意・検討するなど。「事業継続計画（BCP）」の策定が重要となります。

なお、BCPの策定を支援する制度として「中小企業強靱化法」が今年7月16日に施行され、中小企業が策定した「事業継続力強化計画」について経済産業大臣の認定を受けることで、低利融資や信用保証枠の追加などの金融支援や、防災・減殺設備に係る特別償却制度を利用できます。

★★★9月のチェックポイント★★★

- ※10月からの消費税率の引上げに伴ない、軽減税率の対象品目の特定、レジの買い替えやシステムの変更など最終確認をします。
- ※健保・厚生の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分（10月末納付）から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記します。
- ※10月から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「健康づくりは 人づくり みんなで つくる 健康職場」です。
- ※郵便料金の改定に備えて、関係部署への周知を。